初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:令和3年11月10日(水) 22:15 ~22:34

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:岸田文雄内閣総理大臣

金 子 恭 之 国務大臣(総務大臣) 古 川 禎 久 国務大臣(法務大臣)

林 芳 正 国務大臣(外務大臣)

鈴 木 俊 一 国務大臣(財務大臣, 内閣府特命担当大臣)

末 松 信 介 国務大臣(文部科学大臣)

後 藤 茂 之 国務大臣(厚生労働大臣)

金 子 原二郎 国務大臣(農林水産大臣)

萩生田 光 一 国務大臣(経済産業大臣,内閣府特命担当大臣)

斉 藤 鉄 夫 国務大臣(国土交通大臣)

山 口 壯 国務大臣(環境大臣, 内閣府特命担当大臣)

岸 信 夫 国務大臣(防衛大臣)

松 野 博 一 国務大臣(内閣官房長官)

牧 島 かれん 国務大臣 (デジタル大臣, 内閣府特命担当大臣)

西 銘 恒三郎 国務大臣(復興大臣, 内閣府特命担当大臣)

二之湯 智 国務大臣(国家公安委員会委員長, 内閣府特命担当大臣)

野 田 聖 子 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

山 際 大志郎 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

小 林 鷹 之 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

堀 内 詔 子 国務大臣(東京オリンピック・パラリンピック担当大臣)

若 宮 健 嗣 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

陪席者:木原誠二内閣官房副長官

磯 﨑 仁 彦 内閣官房副長官

栗 生 俊 一 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○人事 5件

いずれも,案件表のとおり,決定,了解となった。

議事内容:

○松野国務大臣:ただ今から、初閣議を開催いたします。

まず,人事案件といたしまして,内閣法制局長官に近藤正春を任命することについて,御決定をお願いいたします。

木原副長官, 磯﨑副長官, 栗生副長官及び近藤法制局長官は, 閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を 磯﨑副長官が朗読いたします。

○磯崎内閣官房副長官:この度の総選挙の結果を受け、本日、引き続き、内閣総理大臣の重責を担うこととなりました。自由民主党と公明党の連立による内閣の下、国民の皆さんの負託に応えるべく、全身全霊を捧げてまいります。

これまで、組閣から解散総選挙まで、スピード感を持って進んでまいりました。 国民の皆さんの御信任をいただいた今、このスピード感を政策実行の面で発揮して いきたいと思います。

まず、新型コロナ対応と経済対策に取り組みます。

同時に、新しい資本主義を起動し、成長を実現し、その果実を国民一人一人に実感していただける経済をつくり上げます。そのために、成長のための投資と改革に大胆に取り組むとともに、分配のための新たな仕組みをつくり、動かしていきます。また、日本の平和と安全を守り抜き、世界に貢献する外交・安全保障を推進します。

政策実行に当たっては、私自身が現場に足を運び、国民の皆さんの声を聞き、政 策に反映させていくこと、個性と多様性を尊重する社会を目指すこと、みんなで助 け合う社会を目指すことの三つを、国民の皆さんにお約束いたします。

国民の皆さんとの丁寧な対話を行いながら、信頼と共感を得られる政治を実現し、 全ての国民の皆さんの先頭に立って、新たな時代を切り拓いてまいります。

国民の皆さんの御理解と御協力を改めてお願いいたします。

- ○松野国務大臣:次に,第2次岸田内閣の基本方針について,御決定をお願いいたします。基本方針について,内閣総理大臣から御発言がございます。
- 〇岸田内閣総理大臣:一人一人の国民の声に寄り添い,その多様な声を真摯に受け止め、かたちにする、信頼と共感を得られる政治を実現する。

そのために、政権運営の基本として、国民との丁寧な対話を大切にし、以下の三つを約束する。

第一に、国民の声を丁寧に聞き、政策に反映させていくこと。

第二に、個性と多様性を尊重する社会を目指すこと。

第三に, みんなで助け合う社会を目指すこと。

これらの約束を果たすとともに、この度の総選挙において、国民から頂いた信任の下、スピード感を持って以下の5つの政策に取り組む。

1. 新型コロナウイルス対策

新型コロナ対応の全体像を早急に示し、ワクチン、検査、飲める治療薬の普及に

よる新型コロナの予防,発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに,最悪の事態を想定し,医療提供体制を確保するなど感染拡大に備える。

同時に、これまでの対応を徹底的に分析し、何が健康危機管理のボトルネックに なっていたのかを検証し、我が国の感染症危機管理の抜本的強化に取り組む。

また,国民の生活を支え,事業者が先を見通せるよう,速やかに経済対策を講じる。

2. 新しい資本主義の実現

新しい資本主義を起動し、成長を実現し、その果実を国民一人一人に実感いただける経済をつくり上げる。そのために、成長のための投資と改革に大胆に取り組むとともに、分配のための新たな仕組みをつくり、動かしていく。

成長戦略として、科学技術立国、デジタル田園都市国家構想の具体化による地方活性化、経済安全保障を三つの柱とし、分配戦略として、民間の給与引き上げ促進、 公的価格の在り方の抜本的見直し、勤労者皆保険の実現など全世代型社会保障の構築を三つの柱として、施策の具体化を急ぐ。

あわせて、こども庁の創設などの少子高齢化対策に取り組むとともに、交通・物流インフラなど地方を支える基盤づくりへの積極的な投資や、農業、観光、中小企業など地方を支える産業の支援に万全を期す。

3. 国民を守り抜く, 外交・安全保障

日米同盟を基軸に、世界の我が国への「信頼」と以下に掲げる「三つの覚悟」の下、毅然とした外交・安全保障を展開し、「自由で開かれたインド太平洋」を強力に推進する。

- ①自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を守り抜く覚悟
- ②我が国の領土、領海、領空及び国民の生命と財産を断固として守り抜く覚悟
- ③核軍縮・不拡散や気候変動問題など地球規模の課題に向き合い,人類に貢献し, 国際社会を主導する覚悟

中国に対しては、対話を続けつつ、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求める。北朝鮮の拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、国交正常化を目指すとともに、北方領土問題を解決し、日露平和条約の締結を目指す。

一層厳しさを増す我が国の安全保障環境に対応するため、国家安全保障戦略、防 衛大綱、中期防衛力整備計画の改定を行う。

4. 危機管理の徹底

万一,大規模な自然災害やテロなど,国家的な危機が生じた場合,国民の生命と 財産を守ることを第一に,政府一体となって,機動的かつ柔軟に全力で対処する。 そのために,「常に最悪を想定し」平素から準備に万全を期す。

5. 東日本大震災からの復興, 国土強靱化

東北の復興なくして日本の再生なしとの強い思いの下、被災者に寄り添い、被災者支援、農業・生業の再生、福島の復興・再生に全力を尽くす。また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。

○松野国務大臣:次に、内閣総理大臣の臨時代理の指定について、内閣総理大臣から

御発言がございます。

- ○岸田内閣総理大臣:第2次岸田内閣における危機管理の徹底を図る観点から,内閣 法第9条に基づき,内閣総理大臣に事故のあるとき,又は内閣総理大臣が欠けたと きの対応として,あらかじめ順位を定めて指定している内閣総理大臣の臨時代理は 第1順位,松野内閣官房長官,第2順位,野田内閣府特命担当大臣,第3順位,林 外務大臣,第4順位,鈴木財務大臣,第5順位,金子農林水産大臣であります。各 閣僚においては,臨時代理指定の趣旨を体し,緊急事態が発生した場合には,対応 に万全を期するようお願いいたします。
- ○松野国務大臣:次に、私から「閣議の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会での議論を各大臣が会見等でそれぞれの言葉で公表されると、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがあります。公表すべき事項は閣議後の会見で私から統一的に公表しておりますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んでいただきます。また、閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど閣議決定後も不公表扱いとするものがあります。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。なお、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。

次に、「大臣補佐官の任命」について、申し上げます。大臣補佐官の任命は、大臣 からの申出により内閣が行うこととなっております。任命に当たっては、①大臣を 補佐させることが特に必要である特定の政策があると認められること、②公益の実 現のため職務を遂行し得る人材であること、③個別の政策課題に応じて、各大臣を 直接補佐する職務を担うに足る識見を有し、かつ、清廉な人材であること、④適切 な行政運営に支障のない人事であること、を考慮することとします。この4点を充足し、大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますよう、お願いします。また、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められております。その主な内容は、①大臣補佐官は、特定の政策について、上司である大臣を補佐するものであり、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たず、また、これらの者から指揮命令を受けることはないこと、②大臣は、大臣補佐官の就任時において、特定の政策を明示して担当させる職務の範囲を書面により指示すること、等であります。大臣補佐官制度を適切に運用していくため、各閣僚におかれましては、十分に御留意願います。

次に、「閣議等の議事の記録の作成・公表」について、申し上げます。閣議の透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点から、閣議決定に基づき、平成26年4月から、閣議等の議事録を作成し、概ね3週間後に官邸ホームページに掲載しております。議事録には、登録発言は「発言要旨」をそのまま、登録外発言については、発言の要点のみを記載することとしており、議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さ

いますよう, お願いいたします。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められておりますので、これを遵守されるようお願いいたします。その主な内容は、政治と行政への国民の信頼を確保するため、営利企業については、報酬を得ると否とにかかわらず、その役職員を兼職してはならないこと、また、公益法人等については、報酬がなく、かつ、名誉職である場合に限りその兼職を認めるが、内閣総理大臣へ届け出ること、このほか、株式等の有価証券、不動産等の取引を自粛することとし、保有する株式等は信託銀行に信託すること、国務大臣及びその家族の資産を就任時及び辞任時に公開すること、等であります。なお、過去にも問題になったことがありますので、この規範を必ずお読みいただき、各閣僚とも御自身の兼職状況の洗い直しや不動産等の取引のチェック等を十分に行うようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」について、申し上げます。政・官の役割分担を明確にすることにより、相互の信頼の上に立った成熟した民主主義国家にふさわしい政治主導を確立するため、政治家と公務員の接触について心得るべきことのルールなどについて定めるものであります。各府省の具体的な対応は、各大臣の判断と指示の下に行うものであり、この申合せを必ずお読みいただき、政・官関係の適正確保に、指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について、申し上げます。国務大臣は、宮中において、 天皇陛下に、その所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会があります。言うまでもなく、それ自体は国政の動向に影響を及ぼすことはあり得ないもので、何ら憲法の趣旨に反するものではありませんが、その過程において天皇陛下が国政の動向に影響を及ぼしているかのような誤解を与えかねないというおそれもあります。したがって、各国務大臣は、これらの点を慎重に考慮し、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどがないよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビに出演する場合等の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意いただくようお願いいたします。講演会であっても私見を述べることは厳に慎んでいただきます。また、政治資金の管理や収支報告の適正化等については、政治家全員に関係することではありますが、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められています。各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認

等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、磯﨑副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官:人事案件について、申し上げます。まず、山口環境大臣が、気候変動に関する国際連合枠組条約第26回締約国会議出席等のため、明日から15日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。また、山口環境大臣に、同会議日本政府代表等を命ずることについて、御決定をお願いいたします。次に、大臣政務官人事といたしまして、鳥インフルエンザ対応に万全を期すため、小寺内閣府大臣政務官及び宮崎農林水産大臣政務官を引き続き任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に, 内閣総理大臣補佐官等12名を, お手元に配布しております資料のとおり, 任命することについて, 御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「第206回国会の開会式におけるおことば案」について、御決定をお願いいたします。お手元の「おことば案」を朗読いたします。

本日,第206回国会の開会式に臨み,衆議院議員総選挙による新議員を迎え, 全国民を代表する皆さんと一堂に会することは,私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

「おことば」があるまで、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、「おことば案」は、そのまま席上に置かれるよう、お願いいたします。

- ○松野国務大臣:次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 〇岸田内閣総理大臣:山口大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、堀内大臣を環境大臣の臨時代理及び原子力防災担当大臣の事務代理に、指定又は命じることといたします。
- ○松野国務大臣:これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き閣僚懇談会を開催いたします。

私から「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。内閣として、行財政 改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、今後も継続すること としたいと思います。これにより、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当 の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返 納することとします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

初閣議案件

令和3年 11月10日

〇 人 事

資料

○近藤正春を内閣法制局長官に任命することについ あり て (決定)

資料

○一般案件

あり 〇内閣総理大臣談話 (決定)

(内閣官房)

"○基本方針(決定)

(同上)

資 料

◎人 事

なし☆環境大臣山口 壯の海外出張について(了解)

- 資料 〇環境大臣山口 壯に気候変動に関する国際連合枠 あり 組条約第26回締約国会議日本政府代表等を命ず ることについて (決定)
 - ○小寺裕雄外1名を内閣府大臣政務官等に任命する IJ ことについて (決定)
 - 沖田芳樹外11名を内閣危機管理監等に任命する IJ ことについて (決定)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

(令和3年) (水)

◎一般案件

資料 ○第206回国会の開会式におけるおことば(案) (回収) (決定) (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]